

<ベトナム・リサーチ・レポート>

ベトナムは MSCI 新興国市場入りへ改革を促進

2026年6月23日（米国現地時間）に米国の指数提供会社・MSCI が公表した「2026年版市場分類見直し」において、ベトナム証券市場に関する変更は言及されなかった。これは、2026年6月審査においても、ベトナムがフロンティア市場から新興国市場へのウォッチリスト入りを実現しなかったことを意味する。本結果は市場の大方の予想の範囲内であり、同時期に公表された「2026年版グローバル市場アクセシビリティレビュー」（以下、レビュー）においてベトナムは18項目の評価基準のうち8項目が依然として「-」（要改善）に据え置かれており、前回審査から変化はなかった。

レビューにおいて、MSCIは以下の改革を肯定的に評価していた。（1）グローバル・ブローカー経由の取引モデルの導入、（2）中央清算機関（CCP）の正式設立、（3）英語による情報開示のロードマップ、（4）外国人持株比率上限（FOL）に係る規制の調整。ただし、これらの改革はいずれも引き続き実施途上であり、公式評価に反映されるためには一定の時間を要するとMSCIでは指摘するとともに、今後も動向を注視していく方針である。

2023年以降、ベトナムは市場における障壁の解消を目的とした一連の重要な法的文書を相次いで整備してきた。



※SSC：国家証券委員会（State Securities Commission of Vietnam）

※VSDC：ベトナム証券保管振替機構（Vietnam Securities Depository and Clearing Corporation）

表：ベトナム証券市場 MSCI 評価基準と改善状況一覧

評価基準	評価	問題	改善	施行予定日
外国人投資家への開放性				
外国人持株比率上限 (FOL) レベル	-	条件付き業種の多くで FOL 0~75%が依然適用されており、時価総額の 10%超に影響を及ぼしている。	新規定により、法定上限を下回る FOL の自主設定が禁止された。上場企業は適用 FOL を 2026 年 9 月末までに開示することが求められる。	2025-2027
外国人投資枠 レベル	-	MSCI Vietnam IMI 指数を構成する一部銘柄において、外国人投資枠の残枠不足による影響を受けている。	FOL の引き上げを進める。	2030 まで

<免責事項>

当資料は、情報提供を目的として、キャピタルアセットマネジメント株式会社（CAM）が作成したもので、投資信託や個別銘柄の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、CAM が運営する投資信託に当銘柄を組み入れることを示唆・保証するものではありません。当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

<ベトナム・リサーチ・レポート>

外国人投資家への 平等な権利付与	-	一部の企業情報は英語で 入手できない。	財務省による英語開示のロードマップは、2025年1月1 日から2028年1月1日にかけて段階的に実施される。	2025- 2027
資本移動の自由度（流入・流出）				
外国為替市場の 自由化レベル	-	オフショア外国為替市場が存 在せず、国内 FX 取引は特 定の証券取引に紐付けるこ とが引き続き義務付けられて いる。	外国為替市場の整備およびリスクヘッジ手法を拡充する。	2030 まで
情報開示・ 情報流通	-	企業情報が常に英語で提 供されるわけではなく、内容 が不十分な場合もある。	財務省による英語開示のロードマップは、2025年1月1 日から2028年1月1日にかけて段階的に実施される。	2025- 2027
市場インフラ				
清算・決済	-	当座貸越の仕組みが未整 備である。	短期的なノンプレファンディング（取引代金の事前入金無 しで発注できる）の枠組みは稼働したものの、長期的な 制度整備は中央清算機関（CCP）の完全稼働モデルと 連動しており、2027年の実現を目標としている。	2025- 2027
有価証券貸借取引 空売り	-		有価証券貸借取引（SBL）と、規制された空売りの枠 組みを構築する。	2030 まで

今後、ベトナムは一連の重要な改革マイルストーンに向けて、総力を挙げて取り組んでいく見通しである。直近の目標は、上場企業が適用する外国人持株比率上限（FOL）を2026年9月末までに開示することである。2026年9月21日にはFTSE ラッセル（ロンドン証券取引所傘下の指数算出会社）がベトナムを第2新興国（センカンダリー・エマージング）市場へ正式に格上げする予定となっている。この格上げは、MSCI による今後の審査に向けた実績面での前提条件を整えるものとして期待されている。中期的には、中央清算機関（CCP）モデルが2027年初頭に本格稼働する見通しであり、これにより2026～2028年にかけての有価証券貸借取引（SBL）および規制された空売りの導入に道が開かれる。ベトナムはMSCIが定める18項目の評価基準を満たすという目標に近づいており、近い将来の審査サイクルにおいてウォッチリスト入りが見込まれることへの期待が高まっている。

<免責事項>

当資料は、情報提供を目的として、キャピタルアセットマネジメント株式会社（CAM）が作成したもので、投資信託や個別銘柄の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、CAM が運営する投資信託に当銘柄を組み入れることを示唆・保証するものではありません。当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。